

令和4年度

事業報告書

地方競馬全国協会

概 要

令和4年度は、第三期競馬活性化計画期間の最終年度にあたることから、これまでの取組を踏まえ、地方競馬のさらなる活性化を図るため、競馬法改正に向けて農林水産省の指導のもと主催者と一体となって取り組んだ。その結果、令和4年11月に改正競馬法が可決・成立したが、その中で、①地方競馬への支援措置の拡充、②馬産地への支援措置の恒久化、③競馬に対する国民の信頼を確保するための措置の充実に講じられた。これを踏まえて主催者が策定する「第四期競馬活性化計画」の取りまとめを行うとともに、「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」及び「地方競馬における強い馬づくり計画」を改定し、新たな競馬活性化計画期間において重要課題となる「地方競馬の魅力の向上」を実現するため、「全日本的なダート競走体系の整備について」を主催者、全国公営競馬主催者協議会、日本中央競馬会（以下、「JRA」という。）とともに発表した。

「地方競馬における強い馬づくり計画」に係る取組では、2歳馬競走に対し付加賞金を交付する事業への補助の拡充や、NAR生産牧場賞の交付事業の新設を行ったほか、競走馬生産振興事業補助を活用してダート適性を見込める種牡馬を導入した。

公正確保については、「総合的な公正確保対策」に基づき、主催者、競馬関係団体と一体となって再発防止策に取り組み、公正確保の徹底を図った。また、競馬法の改正により地方競馬の公正な実施を確保するために必要な主催者への支援が協会の業務に追加されたことを受け、協会の定款を改正するとともに、同法を根拠とする公正確保に関する最高会議として、新たに「地方競馬公正会議」を設置する準備をした。

地方競馬の売上の回復状況を踏まえて畜産振興に対する補助の拡充を図ったほか、地方競馬の畜産振興や地方財政の改善への社会貢献について広く周知を図るため、全国紙に全面広告を出稿した。また、競馬場で地域乳製品を配布する牛乳・乳製品消費拡大キャンペーンを実施した。

なお、令和4年度の競馬開催は、14主催者15競馬場において、260回（前年度251回）、延べ1,327日（前年度1,271日）であった。総売得金額は、1兆703億円（前年度9,933億円、107.8%）、また1日当たりでは8億660万円（前年度7億8154万円、103.2%）となり、いずれも過去最高記録となった。このうち電話・インターネット投票（以下、「在宅投票」という。）が、9,620億円（前年度9,089億円、105.8%）を売上げ、総売得金額の89.9%を占めた。

（資料第1表参照）

その結果、1号交付金111億円（前年度103億円）、2号交付金35億円（前年度32億円）で、交付金総額は146億円（前年度135億円）となった。（資料第2表参照）

I. 業務内容等

1. 業務内容（令和5年4月1日現在）

地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に、以下の業務を行うこととされている。

- ① 馬主及び馬を登録すること。
- ② 調教師及び騎手を免許すること。
- ③ 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- ④ 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は主催者等の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあっせんをすること。
- ⑤ 主催者に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。（令和5年4月1日法改正により追加）
- ⑥ 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、競走体系の整備その他の観点から、主催者間における必要な調整を行い、又は主催者に対して必要な助言を行うこと。
- ⑦ 主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備を行うこと。
- ⑧ 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑨ 認定都道府県等が認定競馬活性化計画に基づいて行う事業につき、その経費を補助すること。
- ⑩ 地方競馬における競走馬の需要の変化、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。（令和5年4月1日法改正により追加）
- ⑪ 前号に掲げるもののほか、馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につき、その経費を補助すること。
- ⑫ 交付金の受入れを行うこと。
- ⑬ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。
- ⑮ 主催者からの委託を受けて競馬の実施に関する事務を行うこと。

2. 主たる事務所等の所在地

- ① 主たる事務所 東京都港区麻布台2丁目2番1号
- ② 附属機関 地方競馬教養センター
栃木県那須塩原市接骨木 443

3. 資本金 該当なし

4. 役員状況（令和5年3月31日現在）

定数：理事長1人、副理事長1人、理事5人以内、監事2人以内

役職	氏名	就任年月日 及び現在の任期	経歴
理事長	斉藤 弘	令和4年3月1日就任 任期 令和4年8月1日 ～令和7年7月31日	昭和57年4月 特別区競馬組合入庁 平成27年12月 特別区競馬組合副管理者 令和3年12月 退任
副理事長	吉田 誠	令和5年1月1日就任 任期 令和5年1月1日 ～令和5年7月31日	平成3年4月 農林水産省入省 令和元年7月 農村振興局総務課長 令和3年1月 国土交通省不動産・建設経済局次長 令和4年12月 退職（役員出向）
理事	楯岡信一	令和2年8月11日就任 任期 令和4年8月11日 ～令和6年8月10日	昭和57年4月 神奈川県採用 平成26年4月 県総務局参事監 (神奈川県川崎競馬組合副管理者) 平成30年4月 理事兼政策局長 令和元年5月 退職
理事	秋元稔弥	令和2年11月1日就任 任期 令和4年11月1日 ～令和6年10月31日	昭和58年4月 地方競馬全国協会採用 令和2年4月 企画部長 令和2年10月 退職
監事	西川 仁	令和4年1月1日就任 任期 令和4年8月1日 ～令和6年7月31日	昭和58年4月 自治省入省 令和3年2月 地方公共団体情報システム機構管理部担当部長 令和3年12月 退職（役員出向）
監事 (非常勤)	押川二尚	令和4年11月1日就任 任期 令和4年11月1日 ～令和6年10月31日	昭和57年4月 地方競馬全国協会採用 平成28年4月 監査室長 令和元年6月 (一財)地方競馬共済会常任理事

5. 職員状況

令和4年度末職員定数：128人（実員：118人）

6. 協会の沿革

昭和37年8月 地方競馬全国協会設立（東京都港区芝西久保桜川町）

昭和30年代の地方競馬の進展に伴い、

- ① 都道府県別に行われていた馬主及び馬の登録並びに調教師及び騎手の免許の全国的な統一を行うこと
 - ② 主催者毎に行っていた調教師及び騎手、審判員等地方競馬の開催のための専門職員の養成・訓練の業務を全国段階で実施すること
 - ③ 地方競馬の売上金の一部を交付金として受入れ、各畜産地域における馬の改良増殖その他畜産の振興に資する事業に対して補助をすること
- 以上の必要性から、競馬法の一部改正により、地方競馬の公正かつ円滑な

実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的に特殊法人として設立された。

昭和 39 年 11 月 附属機関の騎手教養所（現地方競馬教養センター）を
東京都八王子市から栃木県塩谷郡塩原町に移転

昭和 39 年 12 月 主たる事務所を東京都港区麻布台に移転

平成 20 年 1 月 特殊法人から地方共同法人へ法人格変更

平成 17 年 12 月に閣議決定された行政改革の重要方針を受け、平成 19 年に競馬法が改正され、協会は主催者が主体となって運営する地方共同法人とされた。

7. 設立の根拠 競馬法（昭和 23 年 7 月 13 日法律第 158 号）

8. 主務大臣 農林水産大臣

9. 運営委員会の概要（根拠規定：競馬法第 23 条の 17～23・26）

運営委員会は、協会の意思決定機関として、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更等の重要事項を議決する。

また、運営委員会は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意も行うこととされている。

<運営委員会委員>

- ① 運営委員会は、運営委員 9 人以内で組織する。
- ② 運営委員は、競馬を行う都道府県等の長 7 人以内、学識経験者 2 人以内をもって充てるものとする。
- ③ 運営委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

氏名	職名等	備考
鈴木直道	北海道知事	
達増拓也	岩手県競馬組合管理者	岩手県知事
武井雅昭	特別区競馬組合管理者	港区長
武井政二	神奈川県川崎競馬組合管理者	神奈川県副知事
大村秀章	愛知県競馬組合管理者	愛知県知事
片山安孝	兵庫県競馬組合管理者	兵庫県副知事
南里隆	佐賀県競馬組合管理者	佐賀県副知事
内藤邦男	学識経験者	一般財団法人日本蚕糸会会頭
斉藤弘	学識経験者	地方競馬全国協会理事長

（令和 5 年 3 月 31 日現在 任期：令和 8 年 1 月 9 日）

10. 評議員会の概要（根拠規定：競馬法第 23 条の 34～35）

評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、協会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

また、理事長は定款の変更、業務方法書の作成及び変更、予算及び決算、事業計画の作成及び変更について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

<評議員>

- ① 評議員会は、評議員 12 人以内で組織する。
- ② 評議員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が農林水産大臣の認可を受けて任命する。
- ③ 評議員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

氏 名	職 名 等
有 吉 正 徳	競馬ライター
上 野 透	公益社団法人 兵庫県畜産協会専務理事
上 野 儀 治	公益社団法人 日本軽種馬協会副会長・常務理事
川 上 哲 司	一般社団法人 兵庫県馬主協会会長
北 出 加代子	銀座法律事務所 弁護士
近 藤 康 二	公益社団法人 中央畜産会専務理事
澤 野 由 紀 子	聖心女子大学現代教養学部教育学科教授
鈴 木 淑 子	競馬パーソナリティ
醍 醐 伸 之	一般社団法人 日本地方競馬馬主振興協会会長
田 中 芳 郎	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
野 口 孝	全国公営競馬調教師会連合会会長
渡 辺 志 津 子	タレントエージェンシー ブレスユール 代表

（令和 5 年 3 月 31 日現在 五十音順 任期：令和 8 年 2 月 28 日）

11. 地方競馬活性化会議の概要（根拠規定：地方競馬全国協会定款第 31 条）

地方競馬活性化会議は、運営委員会の議決を経なければならない事項について、あらかじめ審議するとともに、運営委員会で議決された事項に関し、その円滑な実施を図るため必要な事項について審議する。

併せて、地方競馬の振興に係る諸施策の協議等を行う。本会議は、主催者における競馬の実施に係る実務責任者で構成する。

12. その他委員会の概要（令和5年3月31日現在）

常設の委員会として、馬主登録審査委員会、調教師・騎手免許試験委員会、騎手候補生入所試験委員会、畜産振興補助事業審査委員会及び畜産振興補助事業評価委員会を設置している。

II. 事業実施状況

1. 競馬の公正・安全かつ円滑な実施に向けた業務

お客様が地方競馬を楽しみ、安心して参加できるよう、競馬の公正確保の徹底を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中においても安全かつ円滑に競馬開催が行えるよう主催者と連携して取り組んだ。

また、競馬法の改正により地方競馬の公正な実施を確保するために必要な主催者への支援が協会の業務に追加されることを受け、協会の定款を改正するとともに、同法を根拠とする公正確保に関する最高会議として、新たに「地方競馬公正会議」を設置する準備をした。

(1) 馬主及び馬の登録を厳正かつ迅速に行った。馬主登録については、関係団体とも連携して情報収集に努め、慎重に審査を進め登録を行った。馬登録については、正確な登録に努めるとともに、引き続き名義貸借の防止に取り組んだ。なお、事務の合理化を促進するため、馬登録申請書の様式を変更した。

① 馬主の登録

馬主登録の申請に対し、厳正に手続きを行い、470件を登録した。また、時効等により235件を抹消し、令和5年3月末現在の馬主の登録数は、5,295件となった。（資料第3表参照）

この件数には、JRAの協力を得て、新規のJRA登録馬主に対して地方競馬への勧誘を行い、申請のあった70件について登録した数が含まれている。なお、破産者検索システム（令和2年度運用開始）により、3件の登録を抹消した。

② 馬の登録

馬の登録については、5,763頭を登録し、6,317頭を抹消した。この結果、令和5年3月末現在の馬の登録数は13,219頭（サラ系12,359頭、アラ系0頭、ばんえい860頭）となった。（資料第3表参照）

また、性変更届の提出の失念防止と、引退競走馬の福祉対策の推進に向けた申請抹消制度の活用促進を図るため、チラシやポスター等を作成・配布し、厩舎関係者の意識の醸成に取り組んだ。

(2) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許を厳正に行った。競馬の公正確保及び不祥事案の再発防止のため競馬法遵守について誓約書を求め、受験者の一層の自覚を促した。筆記試験においては業務上必要な知識や技術に加え、公正確保の重要性とその責務について重点的に出題するとともに、面接試験にお

いては免許期間内に受けた処分、注意について改めて反省を促すなど、主催者とも連携して不祥事案の根絶に向けて意識の向上とモラルの強化を図った。

① 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許については、平地競走3回、ばんえい競走1回の免許試験を実施した。申請者延べ898名（調教師490名、調教師補佐103名、騎手305名）のうち延べ766名（調教師430名、調教師補佐49名、騎手287名）が合格し、延べ760名（調教師430名、調教師補佐48名、騎手282名）に対し免許した。

また、免許された者のうち死亡又は申請等により20名（調教師9名、調教師補佐3名、騎手8名）の免許の取消を行った。

この結果、令和5年4月1日現在免許を受けている者は、747名（調教師421名、調教師補佐48名、騎手278名）となった。（資料第4表参照）このほか、指定交流競走等に関する特例によりJRAの調教師延べ989名及び騎手延べ560名に対し免許した。

② 厩務員設置認定についての協力

主催者が行う厩務員の認定への協力として、認定を行おうとする者で、あらかじめ調査依頼のあった392件について調査・回答を行うなど、認定の際に助言を行い、主催者が厳正に厩務員認定を行えるよう支援した。令和5年4月1日現在の認定厩務員の数は2,251名である。

(3) 地方競馬教養センターにおいて、調教師及び騎手の養成・訓練を実施するとともに、不祥事案等の再発防止のため、調教師、調教師補佐及び騎手に対して、協会本部等において研修を実施した。また、ばんえい競馬の新人騎手を養成するため、免許試験に向けた短期講座を新たに実施した。（資料第5表参照）

① 調教師、騎手の養成

ア 調教師の養成については、調教師課程（養成期間1ヵ月以内）を2回実施し、8名が同課程を修了した。

イ 騎手の養成については、騎手課程（養成期間2ヵ年）第104期、第105期の養成を実施し、このうち第104期11名が同課程を修了した。

なお、令和5年春入所生の募集活動に努めた結果、前年度を上回る51名の受験申請があった。

② 調教師、騎手の訓練

調教師研修講座3回（計4名（うちばんえい競馬1名））、騎手研修講座9回（計11名）及び新人騎手研修1回（計16名（うちばんえい競馬2名））を実施した。

③ 地方競馬教養センターの整備・活用

令和4年3月に完成した新教育棟のトレーニングルームや視聴覚設備等

を有効に活用し、優れた騎手を多数輩出できるよう、騎手養成カリキュラムの充実を図った。また、質の高い人材を養成するとともに人馬の安全管理を図るため、第1角馬場の改修等を実施した。

(4) 公正確保の徹底に向けた取組

① 不祥事案発生防止のための取組

ア 厩舎関係者への研修の強化

厩舎関係者の一層の自覚を促していくため、公正確保に関する研修はもとより、プロスポーツ選手として必要とされるマスコミ対応や、栄養学、厩舎経営など職種に応じて有用なテーマで研修を行った。加えて免許を得て5年以内の騎手に対しては、一般的な教養、モラル、コンプライアンス意識等を高めるため、税金・社会保険制度、一般法令順守などをテーマに研修を行った。

また、処分件数が多い、重大な違反行為をした等、個別に対応が必要と判断した騎手を協会に召喚し、研修を実施した。

さらに、増加する外国人厩務員の教育のため、英語、スペイン語、ヒンディー語及びウズベク語の「外国人厩務員向け研修テキスト」を作成、配布した。

イ 管理・監視体制の強化

調整ルーム、業務エリア等における監視管理体制の強化のため、主催者が行う監視カメラや携帯電話電波抑止装置の設置に対して助成を行った。

ウ 不正行為に関する情報処理体制の充実・整備

競馬法違反行為の未然防止等を目的として、地方競馬独自の内部通報制度を整備するとともに、令和5年4月1日からの運用開始に向けて、制度周知用のパンフレットを作成し、厩舎関係者に配布した。

エ 裁決の厳格化

裁決委員の資質の向上を図るため、教養センターにおける裁決委員研修に加え、実際のレース映像を教材としたレベルアップ研修を実施した。

また、厩舎関係者による不正な行為を抑止するため、競走における監視や、違反者に対する処分等をより厳正に行った。

オ 厩舎関係者の勝馬投票券購入調査の実施

厩舎関係者による地方競馬の勝馬投票券の購入を根絶するため、調教師、騎手については協会が、厩務員については主催者が、地方競馬の勝馬投票券を購入していないことを在宅投票事業者の協力を得て確認する調査を実施した。

カ 禁止薬物陽性馬発生根絶に向けた諸施策の実施

禁止薬物陽性馬発生の根絶のため、獣医師免許を持つ職員を中心に主催者が行う厩舎巡回に同行した。

また、禁止薬物が大幅に増加する令和5年4月に向けて、主催者獣医担当

職員との情報共有、意見交換を行うとともに、主催者獣医担当職員を対象とした研修会を開催した。また、競走馬の診療に携わる開業獣医師等を対象とする研修会に講師を派遣した。

キ 放馬事故防止の徹底

公道等への放馬事故根絶のため、主催者が行う放馬訓練に立会し、必要に応じて放馬防止対策マニュアルの改善等の助言を行った。

また、放馬防止策の設備面のさらなる充実を図るため、主催者が行う放馬防止対策設備の設置に対して助成を行った。

なお、複数回の放馬事故が発生した笠松競馬場においては、第三者による対策委員会に委員として職員を派遣したほか、主催者と放馬対策に関する協議等を重ね、放馬対策の策定、推進に協力した。

② 公正確保対策の実施に係る推進体制強化

ア 執務環境の点検・確認

競馬開催における公正確保の徹底を図るため、職員を派遣してすべての地方競馬場において、開催執務環境及び状況の点検を行い、不備が認められた点については改善を促した。

イ 開催執務委員のレベルアップ研修

裁決担当者及び発走担当者レベルアップ研修を開催し、各主催者の開催執務委員のスキルアップを図った。

ウ 助成事業を活用した公正確保の徹底

全国公正確保対策推進会議において、馬主、調教師、騎手、厩務員等の競馬関係団体とともに公正確保対策の推進に取り組んだ。また、(公財)競走馬理化学研究所、(公財)競馬保安協会、(一財)地方競馬共済会、全国公営競馬獣医師協会等と連携して公正確保や競馬の健全な発展に資する事業を行うとともに、これらの団体の公正確保に係る事業に対して助成を行った。

エ 地方競馬の公正確保に係る重大事案発生時の対応

地方競馬の公正確保に係る重大事案が発生した場合は、過去の対応事例等を踏まえ、主催者における再発防止策の策定に協力するとともに、他主催者に対しても迅速に情報を共有することにより地方競馬全体で再発防止を徹底した。

また、主催者が行う関係者に対する処分案の策定や厩舎関係者に対する指導に協力した。

③ 開催執務委員の派遣

主催者の要請に基づき、裁決、決勝審判、発走の各専門職員延べ5,234名を開催に派遣し、公正かつ円滑な競馬の実施に努めた。(資料第6表参照)

また、専門職員を養成するための研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、基礎研修を4回、業務別研修を8回(裁決委員研修2回、決勝審判委員研修2回、発走委員研修2回、馬場管理委員研修

2回)実施した。(資料第7表参照)

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

主催者が万全の感染拡大防止策を講じたうえで安全かつ円滑に競馬開催が行えるよう、最新の知見等に基づき「競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を改訂するとともに、主催者の取組に対して助成を行った。

(6) ギャンブル等依存症の対策

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に基づき、主催者、公営競技団体、監督官庁と連携し、全国公営競技施行者連絡調整協議会による民間団体支援スキームの策定支援等を行った。また、協会、主催者、関係事業者等の職員の知識向上を図るため、専門家によるギャンブル等依存症対策に係る研修教材の作成・配布を行った。

2. 畜産振興事業に対する補助

地方競馬の社会的責務を果たすため、売上の回復状況を踏まえ、畜産振興のための支援の拡充を図り、以下の各事業を行った実施団体に対し経費を補助した。(資料第8表参照)

(1) 馬(軽種馬を除く)の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づき行われた馬の血統等登録のほか、重種馬の生産基盤を強化し、生産意欲の高揚と生産頭数の維持・拡大を図るため、国内産重種馬を導入し主要生産地に配置する取組や、フランスからの重種雌馬導入により重種馬の改良を推進する取組に対する補助を行った。併せて、重種馬の生産規模を拡大するための施設等整備への補助を拡充し、重種馬の生産性の向上及び新規担い手となる生産者の支援を図った。また、重種雌馬の保留・導入や種付け等を行った者及びばんえい競馬に出走した重種馬を生産した者に対する奨励金の交付事業に対する補助を行った。

このほか、馬事普及及び馬の利活用増進を図るためのイベントの開催、ばんえい競馬競走馬の牽引能力向上、重種馬等の呼吸器疾患の調査研究及び重種馬の能力評価法確立のための学術研究、優良な重種馬生産者に対する生産者表彰を支援するとともに、重種馬生産者の認知度を高めるため、ばんえい競馬主要競走出走馬の生産者情報を広く発信し、一般市民との交流を図る啓発活動に対する補助を行った。

(2) 畜産経営技術指導事業

畜産経営に対する経営診断・指導等を行う人材の育成・スキルアップを図るため、道府県畜産協会等を対象に実施された中央団体による研修会及び資格試験への補助を行ったほか、畜産経営・技術・制度資金及び就農等に関する中央団体並びに道府県単位で相談窓口を整備する取組に対し補助を行

った。併せて、畜産の教育現場における家畜飼養衛生管理の高度な知識習得を推進するため、教職員による学校での家畜飼養衛生管理が実践されるよう、教職員を対象とした農場H A C C P¹¹指導員及び審査員資格取得研修に対する補助や馬の装蹄師の養成・技術向上のための講習会に対する補助を行った。

また、全国和牛能力共進会鹿児島大会において、農業高校等に対する出品牛審査基準等の解説書の配布と解説付き動画配信を行う取組への補助を行い、将来の担い手となる学生の就農意欲向上を図った。

(3) 畜産経営合理化事業

競走馬以外の馬に係る飼養衛生管理体制の総合的整備を図るため、馬の飼養・衛生管理及び防疫等に関する講習会等の開催に対する補助を行った。

また、放牧を取り入れた畜産の普及を促進するため、放牧技術の普及や放牧畜産物に対する消費者の理解醸成等の取組への補助を行った。

(4) その他畜産振興事業

地方競馬の売上の一部が馬事・畜産の振興等に貢献していることを広く周知するため、盛岡競馬場及び門別競馬場で開催されたJ B C競走、名古屋で開催された国際養豚養鶏総合展、鹿児島で開催された全国和牛能力共進会、地方競馬教養センターで開催されたいちご一会とちぎ国体等の会場において畜産フェアを実施するとともに、WEB畜産フェアによるキャンペーン等の取組に対する補助を行った。また、地方競馬の主要な重賞競走等の優勝馬関係者へ副賞として地域銘柄畜産物を贈呈する取組や、家畜が関わる全国各地の伝統行事等への支援に対する補助を行った。

さらに、緊急的な対策として、野生イノシシ間での感染が拡がっている豚熱の人を介した交差汚染防止対策の普及を図るための取組等への補助を行った。

加えて、飼料価格の高騰やコロナ禍による生乳消費の落ち込みにより経営の厳しい状況にある酪農業界を支援するため、「地方競馬ミルクウイーク」と称して、全国の主催者と46道府県の畜産協会等が協同して実施する取組（牛乳・乳製品消費拡大に向けた競馬場での地域乳製品の配布等）への補助を行った。

(5) その他

協会の取り組む畜産振興施策を周知するため、全国紙に全面広告を出稿するとともに、地方競馬の公益貢献プロモーションビデオをWEB（地方競馬情報サイト）で配信し、畜産フェア等においても放映した。

また、畜産振興事業の円滑な実施のため、道府県畜産主務課に交付する畜産業務委託費を増額し、地域畜産のための指導の強化に資した。

3. 競走馬生産振興事業に対する補助

競走馬の生産振興に軽種馬資源を安定的に確保し、競走馬生産地の生産振興・流通対策等に係る以下の各事業を行った実施団体に対し、一号交付金からの振替とJRA特別振興資金からの交付金を原資とした補助を行った。(資料第9表参照)

(1) 軽種馬の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づき行われる軽種馬の血統等の登録のほか、軽種馬の生産・育成に係る指導、優良な若馬の地方競馬への導入を推進するための2歳馬競走に対する付加賞金の交付、牝馬競走の価値向上を目指す「GRANDAME-JAPAN2022(グランダム・ジャパン2022)」及び2歳競走の振興を促す「2歳チャンピオンシリーズ」に対するボーナス賞金の交付等の取組への補助を行った。

また、令和4年度より、ダートグレード競走と2歳新馬戦の1着馬に対し「NAR生産牧場賞」を交付する取組への補助を行った。

(2) 軽種馬の防疫衛生対策事業

繁殖牝馬、育成馬及び競走馬に対する予防接種や、競走馬の防疫推進に資する取組への補助を行った。

(3) 経営基盤強化対策事業

軽種馬生産者や指導者への研修等の実施による知識・技術の向上や人材育成、優良種牡馬・繁殖牝馬導入支援等による血統改良の取組のほか、草地・放牧地・離農跡地等の生産基盤の整備や飼料生産等の機械導入による飼養環境の改善等に資する取組への補助を行った。

また、担い手の育成に加え、市場流通の活性化や長期・低利融資等による軽種馬生産の安定的維持・発展に資する取組への補助を行った。

さらに、中小零細牧場等の経営の安定を目的として、新たに一号交付金も活用して、血統的背景から高いダート適性を見込める種牡馬の導入に対する補助を行い、「カラヴァッジオ(USA)」が令和5年から日本軽種馬協会静岡種馬場で供用されることとなった。

4. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助

平成26年度に終了した馬産地再活性化緊急対策事業において実施した軽種馬生産農家への資金融資については、残存貸付金の保証及び利子補給に係る業務を引き続き適正に実施した。

5. 地方競馬の魅力の向上に向けた取組

地方競馬のさらなる活性化を図るため、主催者間及びJRAとの連携協調を基軸として、強い馬づくりや競走体系の整備による地方競馬の魅力の向上

に向けた取組を行った。

(1) 競馬法改正と「第四期競馬活性化計画」の策定

令和4年度は、第三期競馬活性化計画期間の最終年度にあたることから、これまでの取組を踏まえ、地方競馬のさらなる活性化を図るため、競馬法改正に向けて農林水産省の指導のもと主催者と一体となって取り組んだ。その結果、令和4年11月に可決・成立した改正競馬法では、①地方競馬への支援措置の拡充、②馬産地への支援措置の恒久化、③競馬に対する国民の信頼を確保するための措置の充実が講じられた。これを踏まえて主催者が策定する「第四期競馬活性化計画」の取りまとめを行った。

(2) 開催の日取りその他競馬の開催に関する調整・助言

平成29年度に策定した「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に従い、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行うとともに、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競走の体系化を図るため以下の取組を行った。

① 開催日程等に関する調整

広域発売情報共有ツールを活用して主催者間の開催日程や発走時刻の共有を図り、情報交換の円滑化に努めた。次年度の開催日程の設定に関して、開催日割に関する主催者間の情報交換会を開催し、開催場数の適正化を推進するとともに、JRAインターネット投票を利用した地方競馬の勝馬投票券の発売（以下「地方競馬JRAネット投票発売」という。）における基幹競走の選定に際し、競合回避や発売機会の拡大に努めた。

また、天災地変等のやむを得ない理由により、年度途中で急な開催日程及び発走時刻の変更を行う場合には、関係主催者間で十分な協議を行うよう調整を図った。

② 番組編成に関する調整

「ダートグレード競走ⁱⁱⁱ」及び「シリーズ競走^{iv}」がそれぞれの実施目的を果たし、競走の質的向上が図られるよう年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、できるだけ多くの発売チャンネルにより、年間を通じてお客様に楽しんでいただけるよう主催者等と調整を行った。また、お客様にとって分かりやすい競走体系の再整備や各シリーズ競走のさらなる盛上げに向けた主催者間の調整や支援等も行った。

③ 「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」の改定

強い馬づくりと競走体系整備の推進により、地方競馬の魅力向上を実現するため、「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」を改定し、開催日程の効率化や日数、発走時刻等の重複回避を図るとともに強い馬づくりを番組面からも推進することとした。

(3) 競馬の魅力向上に向けた強い馬づくりの取組

「地方競馬における強い馬づくり計画」及び競馬活性化計画の評価報告書に基づき、「馬」「人」「環境」の側面から、地方発の強い馬の輩出を目指して以下の事業に取り組んだ。また、地方競馬のさらなる魅力向上を図るため、これまでの取組の成果と課題等を踏まえて、「第二期地方競馬における強い馬づくり計画」を策定した。

① 「馬」の側面から

- ア ダートグレード競走等で優れた成績を残した2歳・3歳馬合計 33 頭を「地方競馬強化指定馬」として選定し、当該馬が坂路等を備えた施設を利用した場合やJRA等他場に遠征した場合の経費を支援した。
- イ 馬主による優良な2歳馬の導入を促進するため、2歳馬競走への付加賞金の交付への補助を拡充して実施した（上記3（1）として実施）。
- ウ 生産者の強い馬づくりへの意欲を喚起するため、NAR生産牧場賞の交付事業を新規に実施した。（上記3（1）として実施）
- エ ダート競走における馬の能力向上に資するため、ダート適性のある種牡馬導入事業を新たに実施した。（上記3（3）として実施）
- オ 馬主確保に向け地方競馬情報サイトによる広報周知を実施した。
- カ 地方競馬有力馬の層を拡充するため、日本地方競馬馬主振興協会に委託し、馬主に関する意識調査を実施した。

② 「環境」の側面から

強い馬づくり計画に基づき主催者が実施した調教施設、走路、厩舎、厩務員の住環境整備等の各整備事業に対して、その経費を補助した。（資料第10表参照）

③ 「人」の側面から

- ア 地方競馬共通の求人サイト「厩人（うまやとひと）」に、厩舎の求人情報を掲載するなど、厩舎関係者の確保につながる取組を推進した。
- イ 地方競馬の厩舎業務の状況を明らかにし、優秀な人材が集まる魅力的な職場環境、効果的な馬の飼養環境の実現に向けた課題と対策を検討するため、厩舎業務に係る民間コンサルティング事業を実施した。

（4）競馬の魅力向上させるための競走体系の整備と番組の充実

地方競馬の競走の核となるダートグレード競走及びシリーズ競走について、体系の整備・充実を図るとともに、有力馬の出走を促進し、魅力ある番組編成を推進するため、以下の事業に取り組んだ。

① ダートグレード競走及びシリーズ競走の整備・充実

我が国のダート競走体系の中核をなすダートグレード競走について、主催者、JRA、生産者団体等との連携・調整を行い、ダート競走振興会議及び日本グレード格付管理委員会に参画し円滑な格付けを実施した。

また、芝とダートを両輪とする日本競馬全体の発展を目指し、地方競馬が主体となってダート競走の体系整備（3歳ダート三冠競走の創設等の体

系整備、2・3歳ダート短距離路線の整備、既存ダートグレード競走の総括的な見直し)を行うこととし、「全日本的なダート競走体系の整備について」を主催者、全国公営競馬主催者協議会、JRAとともに6月と11月に発表した。

なお、競走体系の整備にあたり、地方競馬では2028年から段階的に「Jpn」表記の使用を取り止め、全てのダートグレード競走を国際競走とすることを目指すこととした。

② 有力馬の出走奨励

JBC競走をはじめ、ダートグレード競走やシリーズ競走に、競走の趣旨に適った有力馬の出走を促進する取組を実施した。

6. 地方競馬の魅力の伝達とお客様の利便性向上に向けた取組

地方競馬の魅力をお客様に確実に伝えるとともに、お客様の利便性向上を図り、地方競馬のさらなる活性化を図るため、以下の取組を行った。

(1) 競馬の魅力を伝達するための広報の取組

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う競馬場・場外発売施設などへの入場規制の影響により、予定していた来場促進イベントの全国展開等、一部の施策が実施できなかったが、お客様の地方競馬への認知を高め、より多く参加いただくための代替策として、WEB(地方競馬情報サイト)を中心とした広報展開を図るなど、以下の取組を行った。

① JRAとの相互発売に関する情報提供

地方競馬JRAネット投票発売及び地方競馬の施設におけるJRAの勝馬投票券の発売(以下「J-PLACE発売」という。)について、以下の取組を行った。

【地方競馬JRAネット投票発売の拡充に向けた支援】

- ・地方競馬JRAネット投票発売の対象となる競走について、スポーツ紙への馬柱の掲載及び競馬雑誌への発売日程並びに記事広告の定期的な掲載
- ・ダートグレード競走を始めとする主要な競走、放映可能な日曜日における基幹競走等に係る、グリーンチャンネルでの放映
- ・情報提供番組「アタック!地方競馬」のグリーンチャンネルでの放映及びYouTubeでのアーカイブ映像配信
- ・地方競馬JRAネット投票発売スケジュールを掲載した「地方競馬ポケット版レーシングスケジュール」の作成
- ・主要な広告ツールとなっているインターネットを介したWEB広告
- ・JRAとの連携事業であるヤングジョッキーズシリーズの発売促進広報

【J－PLACE発売等の拡充に向けた支援】

- ・J－PLACE発売やウインズの受託発売に関して、主催者が実施した新聞広告、交通広告等の情報提供に対する経費の補助（資料第10表参照）

② 競馬の魅力と認知度向上に向けた広報展開

地方競馬の楽しさをお客様に伝えるため、ダートグレード競走やシリーズ競走を中心に積極的に情報発信を行った。また、主要なレースが多く実施され、お客様の注目や参加が期待できるゴールデンウィークやお盆、年末年始などの特定期間において集中的な広報を実施した。特に、競馬への参加が最も多く見込まれる年末年始においては、地方競馬全体を盛り上げるためJRAとも連携して取り組み、一定の成果を上げた。

さらに、JBC競走（盛岡・門別）について、実施2主催者と連携して効果的な広報を展開した。

③ 地方競馬情報サイトを通じた情報発信

お客様への情報提供の中核となる地方競馬情報サイトのコンテンツの充実や、SNS・地方競馬情報アプリとの連携を図り、静的ページのレスポンス対応（端末に応じて最適なページを表示させる仕様）を行うなど、以下の取組を実施した。

- ・お客様の参加促進を図るための出走表、オッズ、レース映像、レース結果等のリアルタイムでの提供
- ・レースハイライト、地方競馬に関する連載記事及び特集コーナーを盛り込んだオンラインマガジン「WEBハロン」の配信
- ・地方競馬の話題や各競馬場における出来事のお客様、マスコミへの発信
- ・利用者の関心が高い情報の充実やWEB参加型イベントの拡充
- ・ツイッターなどSNSを活用したお客様との交流機会の拡大

④ メディアの複合的な活用とコロナ禍の状況におけるWEB広報の強化

広報事業の実施にあたっては、各種メディアの特性に応じた活用に努めるとともに、上記地方競馬情報サイト等とも連携することにより、様々な媒体を複合的に活用したお客様への情報発信に努め、コロナ禍により比重の高まった在宅投票のニーズに応えるため、令和4年度はWEBを活用した広報展開を一層強化した。

⑤ 新たなお客様の定着と売上向上を目指すプロモーション事業の実施

地方競馬の売上向上の核となるダートグレード競走の魅力をより強く伝達するため、特設サイトによる情報発信を強化するとともに、新規参加者やライトファンをターゲットにした、女性騎手プロモーションも継続的に取り組んだ。

⑥ 公益貢献をアピールする取組

地方競馬の売上の一部が馬事・畜産の振興や地方財政の改善等、社会貢献

していることを広く周知するため、全国紙に社会貢献の全面広告を複数回出稿した。また、プロモーションビデオを活用した主催者の取組への補助を行う（上記2（5）として実施）とともに、「地方競馬ミルクウイーク」と称して、全国の競馬場で乳製品を配布し、地域の酪農関係者を支援した（上記2（4）として実施）。

⑦ コロナ後を見据えた来場促進事業の実施

来場促進策として予定していた「旅うまチャレンジ」の後継事業やインバウンド向けの広報等については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和4年度も実施を見送った。

⑧ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えるとともに、マスコミ等を通じて地方競馬に関する話題を提供する場としての表彰式典「NARグランプリ2022」を3年ぶりに開催（新型コロナウイルス感染防止の観点から2年間休止）し、関係者等の表彰を行った。今年度は会場を変更し、受賞者をリスペクトするための演出を行うとともに、表彰の様子を広く伝達するため、インターネットでのライブ配信を行った。

(2) お客様の利便性の維持・向上

お客様への競馬情報の的確な提供や勝馬投票券の発売に必要なシステムの円滑な運用に努めた。また、主催者における適切な運用手順の整備や研修、システムの不具合の発生を想定した訓練等を実施した。

地方競馬と中央競馬の相互発売に係るシステム（J-Nコンバータ）の整備については、JRAと連携して取り組み、更新を完了した。その結果、令和5年度から相互発売の締切時刻を発走時刻の4分前から2分前に短縮することとした。

地方競馬の馬券発売における基幹システムである共同T Z Sについては、令和6年度中の更新に向けた検討と主催者の合意形成を進め、令和5年度、6年度の2ヵ年をかけて構築するスキームを整えた。

地方競馬情報サイトについては、在宅投票の拡大に伴う負荷対策として、アクセスの分析調査の結果に基づくサーバの増強やプログラムの変更を行い、安定的な運用を実施した。

(3) 主催者が行う活性化事業への支援

岩手県競馬組合（水沢競馬場）、埼玉県浦和競馬組合（浦和競馬場）及び石川県（金沢競馬場）が実施した、幅広い発走時刻の調整を可能とする走路照明設備の整備等に対して、経費の一部を補助した。（資料第10表参照）

7. 競馬の国際化への対応

国際セリ名簿基準委員会においてパートI国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として、競馬の国際化への対応として以下の取組を行

った。

- (1) 国際競馬統括機関連盟総会や各種国際会議（第56回パリ国際会議、第39回アジア競馬会議）に職員を派遣し、競馬の国際化に係る諸課題への円滑な対応を行った。
- (2) 海外の競馬関係者に対して、ダートグレード競走の成績等、地方競馬に関する各種統計情報を提供した。
- (3) JRAハンデキャッパーと緊密に連携し、国際的な競走馬の能力指標であるレーティングの作成を行った。
- (4) 地方競馬所属馬の国際競走への出走については、地方所属馬が国際競走の出走馬に選定されたものの出走には至らず、出走奨励事業は実施できなかった。
- (5) 令和2年度から2ロットに対応して運用を開始した地方競馬教養センターの国際検疫厩舎は、輸出、輸入のいずれも対応可能とする受け入れ態勢を整えたが、利用には至らなかった。

8. 適切な事業運営の確保

協会の事業を適切に運営するため、財務、人事、補助事業等について以下の取組を行うとともに、内部監査等を通じて、適正かつ効率的な事業運営に努めた。

- (1) 競馬活性化事業の推進と評価
「第三期競馬活性化計画」の最終年度として、目標の達成に向けて着実に取り組むとともに、「第三期競馬活性化計画検証報告書」を取りまとめ、地方競馬情報サイト上で公表した。また、検証の結果明らかとなった課題等を踏まえて主催者が新たに「第四期競馬活性化計画」を策定する際に助言や調整を行った。
- (2) 適切な事業運営と進捗管理・見直しによる効率的な事業実施
適切な事業運営により、組織の役割と責務を確実に果たすとともに、事業の進捗管理及び定期的な見直しを行い、効率的な事業の実施に努めた。
- (3) 健全な財政運営
競馬活性化計画に基づく資金需要等に備えた中長期的な財務見通しを踏まえて、健全な財政運営に努めた。
- (4) 計画的な職員採用及び適切な教育と研修等を通じた組織力向上への取組
競馬のプロ集団としての組織基盤を安定的に維持するため、計画的な職員採用により人員を確保するとともに、職務や階層に応じた教育・研修の強化を通じ、組織力向上に必要な人材を育成した。
- (5) 補助事業の外部評価等の実施

畜産振興補助事業及び競走馬生産振興補助事業を効果的かつ効率的に実施するため、外部有識者で構成する評価委員会において意見を聴取し、客観的かつ的確な事業評価を行うとともに、評価結果を地方競馬情報サイトで公表した。

- (6) 補助事業や助成事業に対する監査及び協会業務に係る監査の適切な実施
- 畜産振興補助事業、競走馬生産振興補助事業、競馬活性化補助事業及び競馬公正化促進事業等助成事業の適正化と効率化を図るため、事業実施主体 33 団体 139 事業（中央団体：14 団体 40 事業、地域団体：19 団体 99 事業）に対し、監査を実施した。監査により不適切な事案が見つかった場合には必要な措置を行った（文書注意 3 団体 6 事業、口頭指導 2 団体 2 事業）。また、畜産振興補助事業について、外部監査法人による業務監査（協会所管部署の監査及び前年度文書注意を受けた団体のうち 1 団体の監査）を実施し、補助事業が適正に実施されている旨の監査意見を受けた。

協会業務に係る監査は、各部署における業務の実施状況について、監事監査と連携して内部監査を実施した。事務処理に関する指摘等はあったものの、協会業務は関係法令及び諸規程に基づき、適正かつ効率的に実施されたと認められる旨の報告を受けた。そのほか、事業運営の一層の適正化を図るため、外部監査法人による会計監査を実施し、協会の会計処理状況は適正である旨の報告を受けた。

Ⅲ. 各種会議の実施状況

1. 運営委員会の開催

- ① 第 1 回運営委員会を令和 4 年 6 月 28 日に開催し、「令和 3 年度事業報告及び決算」について審議した。
- ② 第 2 回運営委員会を令和 4 年 10 月 13 日に開催し、「役員人事」について審議した。（WEB 会議）
- ③ 第 3 回運営委員会を令和 4 年 12 月 8 日に開催し、「役員人事」について審議した。（WEB 会議）
- ④ 第 4 回運営委員会を令和 5 年 3 月 14 日に開催し、「令和 5 年度事業計画及び予算」並びに「地方競馬全国協会定款及び業務方法書の一部変更」ほかについて審議した。（WEB 会議）

2. 評議員会の開催

- ① 第 1 回評議員会を令和 4 年 6 月 22 日に開催し、「令和 3 年度事業報告及び決算」について審議した。
- ② 第 2 回評議員会を令和 5 年 3 月 10 日に開催し、「令和 5 年度事業計画及び予算」並びに「地方競馬全国協会定款及び業務方法書の一部変更」について審議した。

3. 地方競馬活性化会議の開催

以下の事項について審議するため、計6回の地方競馬活性化会議を開催した。

- ① 令和3年度の事業報告及び決算
- ② 令和5年度の事業計画及び予算
- ③ 第三期競馬活性化計画の年度検証
- ④ 第四期競馬活性化計画
- ⑤ 競馬開催日程及び番組編成の調整方針
- ⑥ 地方競馬における強い馬づくり計画
- ⑦ 地方競馬活性化会議規則の一部改正
- ⑧ 令和4、5年度地方競馬活性化事業
- ⑨ 令和4、5年度地方競馬単独資金補助事業
- ⑩ 令和4、5年度地方競馬JRAネット投票発売
- ⑪ 競走体系の整備
- ⑫ 薬物検査経費の負担方法と検査料金にかかる覚書
- ⑬ 令和5年度の基幹システムの構築及び運用費用
- ⑭ 第三期地方競馬共同T Z Sの構築
- ⑮ J-Nコンバータの進捗状況
- ⑯ 地方競馬実施規則(例)の改正
- ⑰ 各部会からの検討状況報告 ほか

4. その他委員会の開催

- ① 馬主登録の適否を審議するため、馬主登録審査委員会を5回開催した。
- ② 調教師及び騎手の免許試験の合否を判定するため、調教師・騎手免許試験委員会を3回開催した。
- ③ 騎手候補生の入所試験の合否を判定するため、騎手候補生入所試験委員会を1回開催した。
- ④ 畜産振興補助事業の事業実施主体候補者の選定を行うため、畜産振興補助事業審査委員会を2回開催した。
- ⑤ 令和3年度に実施された補助事業の事後評価等を行うため、畜産振興補助事業評価委員会を6回開催(うち3回は書面開催)した。

IV. 借入金、財政投融資資金及び国庫補助金等による資金の調達状況

該当なし

V. 子会社及び関連会社並びに関連一般社団法人等 (令和5年3月31日現在)

1. 子会社及び関連会社並びに関連一般社団法人等の状況

- ① 協会の子会社：1社 (株)日本レーシングサービス (株式所有)

- ② 協会の関連会社：該当なし
- ③ 協会の関連一般社団法人等：2 法人
 - (一財)地方競馬共済会
 - (公財)畜産近代化リース協会（出捐）

2. 子会社の名称、住所、資本金、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、協会の所有する議決権の総数に対する割合及び協会との関係

<株式会社 日本レーシングサービス>

- ① 住 所 東京都品川区東品川 2-2-20 天王洲オーシャンスクエア 4 F
- ② 資本金 1 億 1 千万円 (発行済株式総数 2, 200 株)
- ③ 事業内容
 - ア 地方競馬の勝馬投票に関する情報の集計及び伝達業務
 - イ 地方競馬の開催関連業務、場外勝馬投票券発売所の設置、運営及び維持・管理並びに競馬の勝馬投票券発売システムその他競馬開催に係る機械設備の設置及び運用・保守管理業務
 - ウ 地方競馬場外発売に関する企画・コンサルティング及び運営、管理のためのサービス提供等の業務
 - エ 地方競馬及び畜産に関する広報宣伝に係る広告代理業務
 - オ 地方競馬及び畜産に関する調査研究、資料の収集並びに情報提供業務
 - カ 中央競馬の勝馬投票券発売に関する業務並びに関連する施設の設置運営及び維持管理業務
 - キ 損害保険代理業務
- ④ 役員数 6 名 (うち常勤：2 名)
- ⑤ 代表者の氏名 代表取締役社長 留守 悟
- ⑥ 従業員数 44 名 (協会派遣 4 名を含む。)
- ⑦ 協会の出資額及び所有する議決権の総数に対する割合 1 億円、91%
- ⑧ 協会との関係

地方競馬の円滑な実施を図るため、勝馬投票全般に関するデータの集計及び伝達を適切に行うことは極めて重要である。よって、協会はこれらの事業を行う株式会社日本レーシングサービスに出資するとともに人的支援も行っている。また、同社は主催者からの委託により共同 T Z S 等の総合運用業務を担っている。

3. 関連一般社団法人等の名称、住所、基本財産、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び協会との関係

<一般財団法人 地方競馬共済会>

- ① 住 所 東京都港区麻布台 2-2-1
- ② 基本財産 1 億 8 千万円

③ 事業内容

- ア 調教師、騎手及び厩務員並びにその遺族に対する共済事業
- イ 各種の共済制度に関する調査研究等

④ 役員数 11名(うち常勤：2名)

⑤ 代表者の氏名 理事長 秋元 稔弥

⑥ 職員数 4名(協会派遣1名を含む。)

⑦ 協会の出捐額 900万円

⑧ 協会との関係

地方競馬の調教師、騎手及び厩務員等に対する福利厚生の充実を図ることは、競馬の公正確保のために極めて重要である。よって、協会はこれらの事業を行う一般財団法人地方競馬共済会に対し出捐し、事業推進に要する経費の一部を助成するとともに人的支援も行っている。

<公益財団法人 畜産近代化リース協会>

① 住 所 東京都港区六本木2-1-13

② 基本財産 2,500万円

③ 事業内容

- ア 畜産振興上必要な機械、施設等の貸付
- イ 乗馬施設の貸付、乗馬普及
- ウ 地方競馬の用に供する機械等の貸付
- エ 畜産及び馬事振興に関する調査研究又は普及、啓発等

④ 役員数 9名(うち常勤：3名)

⑤ 代表者の氏名 理事長 飯高 悟

⑥ 職員数 9名

⑦ 協会の出捐額 2,000万円

⑧ 協会との関係

我が国の畜産及び主催者の経営合理化に資するため、畜産及び競馬関連機器等のリース事業は、限られた財源の有効活用を図るために極めて重要である。よって、協会はこれらリース事業を行う公益財団法人畜産近代化リース協会に対し出捐するとともに助成を行っている。

VI. 協会が対処すべき課題

令和4年度は、主催者及び競馬関係団体と連携して策定した「総合的な公正確保対策」に基づき、取り組みを行ったところであるが、複数回の放馬事案や禁止・規制薬物関係事案等が発生した。今後、より一層取組を強化し、主催者とともに公正確保のさらなる徹底を図る必要がある。

また、令和4年度の総売得金額は、競馬活性化計画に着実に取り組んだこと等により初めて1兆円を上回り、過去最高記録を更新した。

そうした中で、今後も売上の維持・拡大を図り、畜産振興や地方財政の改善への貢献という地方競馬の役割をしっかりと果たしていくため、主催者とともに公正確保対策により不祥事案の根絶を図ることでお客様の信頼を確保し、安心して競馬を楽しんでいただける環境を構築したうえで、長期的視点に立った厩舎・調教施設の整備や賞典奨励費の適正化等により中央競馬に比肩する強い馬づくりを進めるとともに、「全日本的なダート競走体系」の整備や国際化を進め、地方競馬の魅力向上を図る必要がある。

こうした認識のもと、令和5年度においては改正競馬法の趣旨を踏まえ、主催者及び関係団体と連携したうえで公正確保のさらなる徹底を図るとともに、「第四期競馬活性化計画」に基づく施策・事業を着実に推進することで経営基盤の強化を実現できるよう主催者と連携してしっかりと取り組んでいく。

-
- i ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成31年4月19日に閣議決定された計画
 - ii 畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCP（危害要因分析を行い、必須管理点（CCP）を決めてリスクを管理する手法）の考え方を採り入れ、農場段階で危害要因をコントロールする手法
 - iii 地方競馬、JRAの所属に関わらず、優れたダート適性馬の出走機会を確保し、生産に還元すべき優良馬を選定する目的で、日本グレード格付け管理委員会により格付けを承認された競走
 - iv 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化して、単体の競走以上の付加価値を生み出すために整備された「ダービーシリーズ」や「グランダム・ジャパン」、「スーパースプリントシリーズ」などの競走群